令和７年度（2025 年度）医療的ケア児等受入施設設備事業実施要綱

１　目的

本事業は、障害児通所支援事業所において、医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第 81 号。以下「法」という。）第２条第２項に定める「医療的ケア児」をいう。以下同じ。）や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）を新たに受け入れるのための設備・備品購入に係る経費の補助を行うことで、医療的ケア児等の福祉の向上に資することを目的とする。

２　実施主体

この事業の実施主体は、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等とする。

３　対象施設

当該年度から新たに医療的ケア児を受け入れる児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（指定都市及び中核市に所在する施設を除く。）

４　事業内容等

障害児通所支援事業所が、新たに医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備するための設備・備品を購入すること。

５　補助対象備品等

（１）ポータブル電源
（２）吸引器
（３）酸素濃縮器
（４）酸素ボンベ
（５）ベッド
（６）その他、医療的ケア児を受け入れるために必要な設備備品

６　道の補助

道は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準により、予算の範囲内で補助するものとする。

７　留意事項

（１）本事業は、令和７年４月１日から実施するものを対象とする。
（２）国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業については、対象としないものとする。

附　則

この要綱は、令和７年（2025 年）４月１日から施行する。